

事 業 報 告

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日

地域社会の健全な発展を目的として、道路及び鉄道トンネル、地下駅・地下街等における移動通信サービスの不感対策を実施するため、移動通信用中継施設を整備、維持管理し、これらの施設を移動通信の業務を行う者の利用に供することにより、移動通信サービスの充実を図ることを通じて、一般市民に対する事故や災害発生時の通信確保などの安心・安全の提供、ビジネスや各種社会活動の活発化・効率化の実現に寄与することを目的として取り組みを行った平成 29 年度の事業報告を行う。

I 公益目的事業（公 1）

1 電波遮へい対策事業

(1) 電波遮へい対策施設の整備

平成 29 年度は、表-1 に示すとおり地下駅等 330 施設、地下鉄等駅間 103 施設、鉄道トンネル 115 施設及び、道路トンネル 104 施設の総計 652 施設を整備する計画であった。

平成 29 年度の完了施設数は、見直し計画の 652 施設に対して 32 施設減の 620 施設、中継設備取得支出（施設整備費支出）は中間見直し計画 23,998 百万円に対して 99 百万円減の 23,899 百万となった。

なお、見直し計画に対する主な差分は、東京メトロ品質改善工程における施工遅延などによるものである。

また、現在導入が進められている 3.5GHz 帯周波数対応第 4 世代移動通信システム（4G）（注 1）について、特に通信量が多く通信確保の必要性が高い都市部における当協会の既存電波遮へい対策施設への導入に向けて検討を進めた。

（注 1）：3,480MHz を超え 3,600MHz 以下の周波数（3.5GHz 帯）を使用し、光ファイバ並みの高速通信が実現される次世代の移動通信システム

表-1 平成 29 年度電波遮へい対策施設数

| | 当初計画 (参考) | 見直し 計画 計 (A) | 平成29年度完了施設数 | | | | 計 (B) | 差分 B - A |
|---------|--------------|--------------------|-------------|------|---------|-----|-------|-------------|
| | | | 新規対策 | 品質改善 | 事業者設備追加 | その他 | | |
| 地下駅等 | 356 | 300 | 17 | 256 | 2 | 4 | 279 | -21 |
| 地下街 | 28 | 27 | 0 | 22 | 3 | 1 | 26 | -1 |
| 地下駐車場 | 5 | 3 | 0 | 3 | 1 | 1 | 5 | 2 |
| 地下駅等 小計 | 389 | 330 | 17 | 281 | 6 | 6 | 310 | -20 |
| 地下駅等駅間 | 118 | 103 | 31 | 76 | 0 | 0 | 107 | 4 |
| 鉄道トンネル | 130 | 115 | 48 | 13 | 54 | 1 | 116 | 1 |
| 道路トンネル | 74 | 104 | 68 | 3 | 6 | 10 | 87 | -17 |
| 総計 | 711 | 652 | 164 | 373 | 66 | 17 | 620 | -32 |

主な取組みは以下のとおり

① 地下駅等・地下街・地下駐車場対策

既対策施設のモバイルトラヒック増大に対応するため、新たな周波数（注 2）を追加

した 6 周波数帯対応光伝送中継装置（以下、本中継装置という。）への更改及び MIMO 化などの品質改善を中心に東京メトロ他において取り組んだ。

完了施設数は、見直し計画 330 施設に対し 310 施設、施設整備費支出は見直し計画 6,683 百万円に対して 6,827 百万円となった。

（注 2）：携帯電話事業者が総務省から認定を受けた 700MHz 帯、900MHz 帯の周波数

② 道路トンネル対策

高速道路及び直轄国道等における 500m 以上のトンネルを交通量・ニーズ等を勘案し対策を進め、相馬福島道路、新名神高速道路を含む新規対策を中心に実施した。

完了施設数は、見直し計画 104 施設に対し 87 施設、施設整備費支出は見直し計画 2,448 百万円に対して 2,449 百万円となった。

③ 鉄道トンネル対策

社会生活に不可欠な長距離・大量輸送の基幹路線である新幹線のトンネル対策として、東北新幹線、上越新幹線、北陸新幹線、九州新幹線の各路線における新規対策、東海道新幹線における本中継装置への更改を中心に実施した。

完了施設数は、見直し計画 115 施設に対し 116 施設、施設整備費支出は見直し計画 10,095 百万円に対して 9,918 百万円となった。

④ 地下鉄等駅間対策

都営地下鉄他において、本中継装置への更改など品質改善に取り組み、完了施設数は見直し計画 103 施設に対し 107 施設、施設整備費支出は見直し計画 4,773 百万円に対して 4,705 百万円となった。

(2) 電波遮へい対策施設における設備撤去

本中継装置への更改及び MIMO 化等に伴う撤去（共用器等）などを行った。設備撤去数は、見直し計画 151 施設に対し 166 施設、中継設備除却支出は見直し計画 1,516 百万円に対して 1,499 百万円となった。

なお、本中継装置への更改に伴う除却損は、337 百万円であった。

(3) 電波遮へい対策施設の維持管理

電波遮へい対策施設の中継設備の維持・管理のための中継設備管理費支出として見直し計画 14,466 百万円に対して 14,279 百万円となった。

主な取り組みは以下のとおり

① 対策施設の維持管理（中継設備管理費支出）

地下駅等対策設備、地下鉄等駅間対策設備、高速道路・国道等の道路トンネル対策設備及び新幹線等の鉄道トンネル対策設備など、電波遮へい対策施設の定期点検を計画的に行うと共に、点検結果による修繕及び故障発生に伴う復旧対応を実施した。

平成 29 年度に完成する対策設備を含め中継設備の保守・修繕費支出として、見直し計画 1,569 百万円としたが、94 百万円増の 1,663 百万円となった。

また、本中継装置及び MIMO 化の導入遅延等により施設賃借料が減額、設備撤去等により行政財産使用料が減額となり、見直し計画 8,486 百万円に対して、7,982 百万円となった。

② 支障移転（中継設備管理費支出）

地下鉄耐震補強工事、地下鉄駅構内・改札の改良工事等に伴うケーブル・アンテナ

等の移設、東海道新幹線の高架橋改良工事・支持物取替工事に伴うケーブル移設等を実施した。支障移転は見直し計画 600 百万円に対して、487 百万円となった。

③ 予備機購入(施設保全費支出)

中継設備の故障発生時の復旧時間短縮を図るため、光伝送中継装置、インバーター・コンバーターの予備機の購入費として見直し計画 32 百万円とし、計画通り購入を行い 31 百万円となった。

④ システム構築他

中継装置監視ソフトウェア改修として見直し計画 28 百万円としたが、下期に基地局図面等の外部閲覧システム開発を実施し 43 百万円となった。

2 医療機関対策事業

(1) 医療機関対策施設の整備

自然災害等が発生した際、災害救援対策を迅速・円滑かつ効果的に進めるために、災害発生場所と医療機関等災害救援拠点との間の通信確保が重要であることから、当該施設への携帯電話等利用環境の整備事業を進めてきた。

災害拠点病院（特に重要な拠点である基幹災害拠点病院）のうち、4 施設の設計完了を計画したが、設計完了は全件次年度へ延期となった。

中継設備取得支出(施設整備費支出)については見直し計画 16 百万円としていたが、上記に伴い、今年度の支出はなしとなった。

(2) 医療機関対策施設の維持管理

医療機関対策施設の維持・管理のため、中継設備管理支出として見直し計画 2.5 百万円としたが、調査対象施設精査により、1.9 百万円となった。

3 無線システム普及支援事業

事業を開始した平成 17 年度から平成 22 年度までに整備を行い、平成 29 年度期初時点で携帯電話事業者に回線提供を行っている 264 回線の維持・管理を行った。国庫補助事業の補助対象期間が満了等により回線提供数は年度末に 98 回線となる。

伝送路整備事業費支出は、見直し計画の通り 368 百万円となった。

4 移動通信用鉄塔施設事業

過疎地等における情報格差の是正を目的として設立された公益法人から移動通信サービスの利用に必要な中継設備について平成 24 年度までに受入れが完了した 27 施設の維持管理を行っている。

定期点検の結果判明した不具合箇所の補修及び鉄塔点検を行い、中継設備管理支出として見直し計画 20 百万円に対し、2 百万円増の 22 百万円となった。

II 法人の管理運営

1 法人の運営について

法令、定款、規程類及び内部統制システムの基本方針等に則り、公益社団法人の運営を適正に行うと共に、公益目的事業を円滑かつ効率的に実施していくことを念頭に取り組みを行っている。

平成 28 年度事業報告・決算については、法令及び定款の規定に基づき第 5 回定時総会（H29. 6. 15 開催）に報告を行った後、理事会の決議を経て行政庁へ平成 28 年度の事業報告書等に係る定期提出書類を 6 月末に提出した。本定時総会の終結の時をもって理事 6 名が任期満了となり、改めて理事 6 名が選任されると共に代表理事の選定が行われ代表理事が交代している。代表理事の交代に伴う各種行政手続及び施設管理者等に対する名義変更等の対応は上期に完了した。また、同総会の終結の時をもって監事 2 名が任期満了となり、改めて監事 2 名が選任されている。

事務局の運営については、協会保有の対策施設情報と中継設備等に関する各種情報を整理し、各種業務において活用できる基盤構築他、各種業務の効率化施策の推進、また、「技術的能力」及び「経理的基礎」の向上を目指した各種研修の充実などの施策を展開し、事務局運営の適正化、効率化を図った。

法人会計については、給与負担金、共通業務委託等の事業活動支出として 1,261 百万円、システム更改に伴う固定資産取得支出等の投資活動支出として 224 百万円の合計 1,484 百万円であった。

Ⅲ 法人の業務の適正を確保するための体制の整備及びその運用状況の概要

○ 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第90条第5項の規定により、一般社団・財団法人法第90条第4項第5号及び一般社団・財団法人法施行規則第14条に規定する、理事会設置一般社団法人の業務の適正を確保するための体制として、法令の改正（H27.5.1施行）に伴い、内部統制システム整備に関する体制について一部見直しを行い、「内部統制システムの整備に関する基本方針として」第10回理事会にて以下の内容の決議（H27.6.2開催）を行っている。

内部統制システムの整備に関する基本方針

- 1 理事・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) コンプライアンス体制の基礎として、職員倫理規程、公益通報者保護規程等の規程を定め、職員相互間の適切な監督体制を創設する。
 - (2) 理事が他の理事の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監事に報告すると共に、遅滞なく理事会において報告する。
 - (3) 監事を窓口とする内部通報制度（監事ホットライン）の利用を促進し、法人における法令・定款違反行為または職員倫理規程の違反行為またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。
 - (4) 職員の法令・定款違反行為については、就業規則に従い処分を決定する。
 - (5) 監事は、監事監査規程に基づき、理事会及びその他の重要な会議、業務執行状況の調査などを通じ、理事の職務執行の監査を行う。
- 2 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 理事は、社員総会、理事会その他重要な会議の議事録を、法令・定款及び関係規程に従い作成し、適切に保存・管理する。
 - (2) 代表理事（会長）及び業務執行理事（専務理事）は、法令・定款に従い自己の職務の執行状況を理事会に報告する。
 - (3) 理事は、事務処理規則に従い、法人の事業運営及び業務執行に関わる重要な情報、決定事項、規則・規程等を適切に保存し、管理する。
 - (4) 理事及び監事は、必要に応じいつでもこれらの情報を閲覧又は謄写することができる。
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
 - (2) 役員はリスク管理規程に基づき、リスクに関する措置を行うと共に、業務執行会議にリスク管理に関する重要な事項を報告し、業務執行会議は法人のリスク管理の実施について監督する。
 - (3) 不測の事態が発生した場合、又はその発生が予測される場合には、代表理事（会長）を室長とする緊急事態対策室を設置し、損失の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
- 4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定時理事会を毎事業年度2回開催するほか、必要に応じて臨時理事会を開催する。

- (2) 本法人の事業運営に関わる重要事項については、理事会において審議し、その審議を経て執行の決定を行う。
 - (3) 理事会の決定に基づく業務執行については、事務処理規則、責任規程等において、それぞれの責任者及びその権限、執行手続について定める。
 - (4) 理事は、事業計画及び予算について、必要な資源の配分の決定又は見直しを行い、効率的な運営を確保すると共に、予算の進捗状況については、業務執行会議で確認し、理事会に報告する。
- 5 監事の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の理事からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監事はその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、本協会は事務処理規則に基づき本法人の使用人から、監事スタッフ（監事補助者）を任命するものとする。
 - (2) 当該使用人は、職務執行にあたり監事の指揮命令を受け、理事の指揮命令は受けない。
 - (3) 当該使用人の人事考課、異動及び処分については、事務処理規則に基づき監事の同意を得た上で決定し、理事からの独立性を確保する。
 - (4) 監事スタッフ（監事補助者）は、業務の執行に関わる役職を兼務しないこととする。
- 6 理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 理事及び使用人は本法人の業務又は事業に影響を与える重要な事項について監事にその都度報告する。前記にかかわらず、監事は、いつでも必要に応じて、理事及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - (2) 監事が報告を求めたときは、理事及び使用人は、迅速かつ的確に対応するものとする。
 - (3) 理事は、内部通報制度（監事ホットライン）規程を定め、監事への報告者について不利な取扱いを受けることのないようにすること、またその適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について、監事への適切な報告体制を確保する。
- 7 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (1) 理事の職務執行を監査するために必要な監査費用については、理事は監事と協議の上、予算に計上する。
 - (2) 理事は、監事から本法人の業務に関する監査費用の前払または償還の請求があったときは、原則としてこれを拒むことが出来ない。
 - (3) 監事は法人に対し善管注意義務を負うことから、監査費用の支出については、効率性及び適正性に基づき行う。
- 8 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監事は、重要な意思決定の過程や業務執行状況を把握するため、理事会その他重要な会議に出席するほか、必要に応じて、決裁文書その他業務執行上の重要な書類を閲覧し、理事及び使用人に説明を求めることができる。
 - (2) 監査を実効的に行うために、代表理事（会長）、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換を行う。
 - (3) 監事は、必要に応じ自らの判断により、弁護士、公認会計士、税理士など外部の専門家を活用することができる。

○ 当該事業年度における当該体制の運用の概要

上記の「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、内部統制システムの適切な運用に努めており、当該年度における当該体制の運用の概要は以下のとおり。

- ① 業務の執行を行う理事及び事務局職員に対し、公益社団法人の役職員として、職務の遂行にあたり、法令、定款及び規程類に適合した法人運営を行うため、法人の運営に関する法令研修を実施した。
- ② 理事会を4回開催し、本協会の業務執行の決定をはじめ、法令、定款及び規程類に規定されている事項の決議を行うと共に、代表理事（会長）及び業務執行理事（専務理事）から3回職務執行状況の報告を受け、理事相互間の意思疎通を図り相互に業務執行の監督を実施した。
- ③ 理事会で決議を受けた当該年度の事業計画及び予算等、本協会の業務執行の決定事項について、業務執行会議を12回開催し、事業計画等の執行の進捗状況の確認を行い、理事会に執行状況を報告し事業計画の中間見直し等を実施した。
- ④ 業務の執行を行う理事及び事務局職員に対し情報管理セキュリティ研修を実施した。
- ⑤ 監事の監査が実効的に行われることを確保するため、代表理事（会長）及び会計監査人とそれぞれとの間で意見交換を実施すると共に、監事からの要請に基づき、監事スタッフ（監事補助者）を配置している。また、監事は重要な意思決定の過程や業務執行状況を把握するため、すべての理事会及び業務執行会議に出席し理事の効率的な職務の執行の監査を実施した。
- ⑥ 損失の危険の管理に関し、リスク管理規程に基づき具体的リスクの回避、軽減等に向けて、予見の洗い出し・検討を実施した。なお、平成28年度より『リスク管理票』ベースでの重要リスク管理を行っている。
- ⑦ 理事・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、法人における法令・定款違反行為または職員倫理規程の違反行為またはそのおそれのある事実の早期発見に努めるため、理事及び事務局職員に対し内部通報制度に基づく監事ホットラインの利用方法の周知を行うと共に、公益通報者保護制度に基づき職員等へ相談窓口の利用周知を行っている。

以上